

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		危機管理室 危機管理課		093-582-2110			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
ハザードマップデータ作成及び印刷業務	株式会社ゼンリン	4,840,000	令和5年8月29日	本件は、令和3年に作成したハザードマップデータの更新及び印刷を行う業務である。このデータの一部には地図が含まれており、地図の著作権は株式会社ゼンリン（以下「ゼンリン」という。）が有していることから、ゼンリンの許諾無しに複製や転用が禁止されている。過去に、地図の権利の譲渡や無償使用についてゼンリンと折衝を重ねたが、いずれも不可との回答で、ゼンリン以外の企業が入札に参加する場合には、ゼンリンに対する許諾料が加算される。 よって、業務の履行において、ゼンリンが著作権を有する地図の使用が不可欠であること及び費用面で競争性が確保できないことから、契約の方法が競争入札に適していないため、ゼンリンとの特命随意契約とする。	自治法 施行令 第2号	4,851,000	
令和5年度 個別避難計画作成促進事業運営業務委託	麻生教育サービス株式会社 北九州支店	4,885,556	令和5年9月14日	本業務委託は、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の災害時における個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となるとともに、内閣府の取組み指針により、福祉専門職と連携して作成することで作成率の向上を図るよう示されたことから契約するものである。 特命業者は、令和4年度の事業開始当初から、事業の効率的かつ効果的な進め方について本市と協議を重ねるとともに、福祉専門職とも連携を重ね、事業の本旨や取組み要領、着眼点を熟知している。また、福祉専門職等に対する事業説明会の資料や動画及び個別避難計画作成の手引きを昨年度に作成しているため、すでに保有している。さらに、昨年度、個別避難計画の作成に至らなかった避難行動要支援者については、昨年度の取組みを踏まえ、作成に至らなかった原因や対応策を検討し、改めて事業の説明や避難支援者の確保を図る必要があるが、詳細な経過は、昨年度受託した特命業者しか知り得ない。 これらのことから、本業務委託を特命業者と契約することで経費の節減と事業推進の大幅な効率化が図れるため、特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第6号	4,885,556	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号